

新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部  
(新型インフルエンザ等対策本部)  
知事メッセージ

令和2年7月31日  
青森県危機対策本部

**新型コロナウイルス感染症に係る対応について**

本日、本県において32例目となる新型コロナウイルス感染症患者が、青森市保健所管内で発生しました。

県としては、青森市保健所が実施する積極的疫学調査等への支援を行うとともに、同保健所と連携の上、感染者に対する医療措置を適切に実施し、感染拡大の防止に向け、迅速かつ全力で対応して参ります。

さて、全ての都道府県において緊急事態宣言が解除されてから2か月余が経過しましたが、新型コロナウイルス感染症の感染症患者は、6月中旬以降、再び増加に転じ、東京都をはじめ複数の都道府県において過去最多の患者数が報告されるなど、国内の感染者は、これまでで最も高い水準で推移しています。

こうした状況を踏まえ、政府では、8月1日以降におけるイベント開催制限等について参加人数の上限撤廃を見送り、8月末までは現在の制限を維持し、引き続き上限を5000人とする事としました。

これに伴い、本県におけるイベント開催制限についても、政府の

方針に沿って、8月31日まで現在の制限を継続することとします。

なお、9月以降の取扱いについては、政府の方針等も踏まえ改めて検討することとします。

本県の対処方針においては、「新しい生活様式」の定着を推進し社会経済活動との両立を図ることとし、ソーシャル ディスタンスングの実践・定着や、イベントや店舗等における業種ごとのガイドラインに基づく適切な感染防止策の実施等について、県民の皆様方に御協力をお願いするとともに、7月10日からのイベント開催制限の緩和に伴い「ステップ③移行に係る留意事項」をお示ししているところです。

イベント主催者・施設管理者におかれては、引き続き、業種毎のガイドライン等に基づく適切な感染防止策の徹底をお願いいたします。

また、他県においては、会食や飲み会の場でのクラスター発生が報告されていることから、県民の皆様方には、接触確認アプリの活用なども含め、「自分で自分の身を守る」ことを意識して行動してくださるようお願いいたします。

県では、「新しい生活様式」の実践による感染拡大の防止と、事業の維持発展に向けた県内事業者の取組を支援するため、「青森県新しい生活様式対応推進応援金制度」を創設し、7月27日から申請受付を開始しました。

令和2年1月以降、前年同月比で20%以上減収した月がある事業者の方で、県の対処方針や業種ごとのガイドライン等を踏まえ、適切な感染防止に取り組み、また、こうした取組を従業員やお客様に周知している方が対象となります。

事業者の皆様方におかれては、この応援金制度を積極的に活用し、感染防止対策の充実・強化を図っていただきたいと考えています。

そして県では本日、「新型コロナウイルス感染症経済対策方針」を取りまとめました。

段階的に社会経済活動のレベルを引き上げていく中で、県内経済の好循環を早期に取り戻すためには、感染拡大防止対策による日常生活での安心感に加え、切れ目ない経済対策による事業継続に向けた安心感が必要であると考えています。

この「経済対策方針」は、「新型コロナウイルス感染症経済対策会議」からの御意見を踏まえながら、社会経済活動の早期の正常化と成長基調への転換に向けて、令和2年度内に取り組む施策の方向性を取りまとめたものです。

「経済対策方針」に基づく施策のうち、新たな予算措置が必要なものについては、今後、補正予算編成等を通じて早期に事業化を図っていきたいと考えています。

また、県内の雇用情勢も厳しさを増していることから、国や経済団体等と連携しながら、雇用対策に全力で取り組んでいきます。

先に申し上げたとおり、首都圏・関西圏などにおいて感染症患者が増加しており、さらなる感染拡大が懸念される状況となっています。

首都圏方面など、他県へ移動を予定されている方におかれては、移動先の状況を踏まえ慎重に判断していただきたいと思います。

また、移動される場合にあっては、御自身の感染予防対策を徹底していただくとともに、立寄り先の感染防止策が徹底されているかといったことにも留意の上、慎重な行動をとっていただくようお願い

いします。

県としては、政府における対策強化の動向を注視するとともに、引き続き気を緩めることなく、感染拡大防止対策並びに検査体制の強化と医療提供体制の整備に万全を期して参ります。

県民の皆様方におかれましては、引き続きソーシャル ディスタンスなど基本的な感染予防対策の徹底等について、御理解と御協力をお願い申し上げます。